

法人市民税の税率改正のお知らせ

日頃より各事業所の皆様につきましては、本市税関連業務への多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、地方税法の改正に伴い、本市における法人市民税の法人税割について、次のとおり税率の改正を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

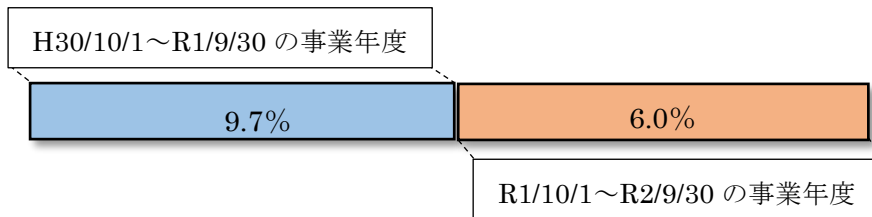
1. 税率改正の適用の時期

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告から適用となります。

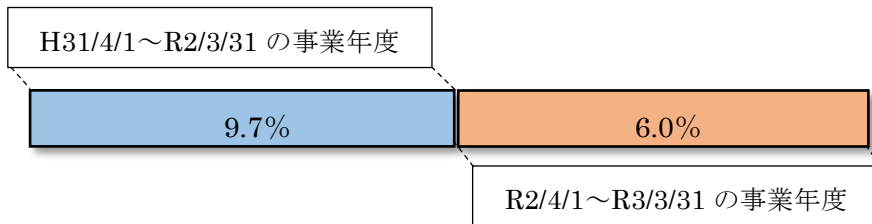
2. 改正後の税率

改正前	改正後
9.7%	6.0%

例 ①決算期が9月末の法人



②決算期が3月末の法人



3. 改正に伴う予定申告の経過措置について

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、経過措置が適用されるため、通常の前事業年度の計算方法とは異なります。

改正後の税率が適用される事業所は、以下の計算方法で予定申告額を算出してください。

予定申告の法人税割額

＝「前事業年度分の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」

※通常の計算方法は、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」となります。

4. 均等割税率について

均等割税額の税率改正はありません。

お問い合わせ先
登米市総務部税務課
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
電話番号：0220-22-2163